

表彰規程

本会が行う表彰は、この規程に定めるところによる。

(目的)

第1条 子ども会ならびに子ども会活動助成にあたっている指導者（指導者組織を含む）育成者（育成組織を含む）等に対して、その業績を表彰し、今後における子ども会活動の振興をはかる。

(被表彰団体（者）)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

1. 団体表彰…子ども会、指導者組織および育成組織とし、おおむね10年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。
2. 個人表彰…指導者、育成者として、おおむね15年以上にわたり継続して子ども会活動の指導または育成に従事しその功績が顕著であるもの、または、市町子連会長を4年以上従事したもの。
ジュニア・リーダーとして、高校1年から高校3年の8月までの間、通算して10回以上の活動履歴があるもの。

(推薦者)

第3条 推薦者は、子ども会の市町村連合体の代表者とする。

(推薦方法)

- 第4条 1. 被表彰団体（者）の推薦は、次のいずれかによる。
- ①子ども会の市町村連合体の代表者によって既に表彰されたもの。または、市町村連合体の代表者が認めたもの。
 - ②本会の理事会が推薦し、会長が適当と認めたもの。
2. 第3条にもとづく推薦者は、次の区分にもとづいて推薦を行う。
- ①子ども会
 - ②ジュニア・リーダー組織
 - ③指導者および育成者
 - ④指導者組織および育成組織

(選考)

- 第5条 1. 選考は本会会長、副会長、事務局長、および学識経験者を以って構成する選考委員会で行う。
2. 選考の結果は、推薦者、被表彰団体（者）に通知する。

(表 彰)

第 6 条 1. 表彰の時期は、原則として毎年 1 回とする。

2. 被表彰団体（者）には表彰状を贈呈する。

(感謝状の贈呈)

第 7 条 被表彰団体（者）のうち第 2 条第 1 号の子ども会はその育成会に、同条第 2 号の指導者、育成者はその夫、または妻に、それぞれ感謝状を贈呈する。

(公益社団法人全国子ども会、その他の表彰推薦)

第 8 条 本会は公益社団法人全国子ども会連合会、その他の行う表彰の規程にもとづく候補者を推薦する。

(その他の顕彰等)

第 9 条 本表彰規程にもとづかない顕彰ならびに感謝状の贈呈等を行う場合は、その都度選考委員会の議を経て決定する。

附則 1

(1)表彰手続等の細則は別に定める。

(2)第 4 条第 1 項の規程については、市町村連合体において表彰規程を設けていない場合は、当分の間これに準ずる表彰歴を有するものとする。

附則 2

(1)第 2 条の 1 項の規程により団体表彰を受けた子ども会は受賞後 10 年未満の場合でも 3 ヶ年以上にわたり継続活動している場合には、選考委員会が適当と認めた団体も対象とする。

(2)第 4 条推薦区分の中、①子ども会（団体）は、市町村連合組織でなく単位子ども会を推薦することが好ましい。また④指導者組織および育成組織にあたっては、市町村校（地）区組織とする。

(3)表彰推薦締切日は毎年 12 月 20 日とする。

附則 3 この規程は昭和 44 年 7 月 1 日から実施する。

この規程は昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は令和 2 年 5 月 31 日から実施する。

この規程は令和 3 年 6 月 12 日から実施する。

この規程は令和 4 年 6 月 11 日から実施する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。